

平成21年

第3回市議会定例会 議案第5号

函館市表彰条例の一部改正について

函館市表彰条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年9月7日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市表彰条例の一部を改正する条例

函館市表彰条例（昭和23年函館市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、市の教育，産業経済，保健衛生，防災，社会福祉その他公益事業に関して功労が顕著な者を函館市功労者（以下「功労者」という。）として表彰することに関し必要な事項を定めるものとする。

第2条に見出しとして「（功労者の決定の方法等）」を付し，同条第1項中「前条各号のいずれかに該当する者の表彰について」を「功労者の決定」に，「以下」を「第3項において」に，「決定する」を「行う」に改め，同条中第3項を削り，第4項を第3項とする。

第3条を削る。

第4条に見出しとして「（表彰の方法）」を付し，同条中「被表彰者」を「功労者として表彰される者」に改め，「ならびに別記様式の函館市功労章」を削り，同条を第3条とし，同条の次に次の1条を加える。

（表彰の時期）

第4条 功労者の表彰は，8月1日に行う。

第5条に見出しとして「（追彰）」を付し，同条中「被表彰者」を「功労者として表彰すること」に改める。

第6条に見出しとして「（資格の喪失）」を付し，同条中「被表彰者」

を「功労者」に改める。

別記様式を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

被表彰者を教育，産業経済等に関して功労が顕著な者に限ることとし，
および表彰の方法を見直すこととし，ならびに規定を整備するため